

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目二三四番地の一
株式会社東京菱比
代表取締役 立石 寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

東京都千代田区神田紺屋町八番地二号
吉比化成株式会社
代表取締役 立石 寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

福井市花堂中二丁目二九番五号
株式会社丸仁
代表取締役 雨森 研悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

大阪府天王寺区城南寺町五番一五号
平尾安全硝子株式会社
代表取締役 平尾 真教

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

鹿児島県薩摩郡さつま町永野九五〇番地
アロン電機株式会社
代表取締役 坂元 剛

限定承認公告

本籍東京都品川区大井三丁目一八番、最後の住所東京都品川区大井三丁目一八番二〇号 シュプラン大井町六〇二

右被相続人は令和八年一月二十三日死亡し、その相続人は令和八年四月十三日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月十一日

埼玉県桶川市上日出谷南三丁目四一番地の四
相統財産清算人 瀬山八重子

限定承認公告

本籍東京都新宿区大京町二〇番地、最後の住所東京都渋谷区代々木一丁目五一番七号

右被相続人は令和七年十二月八日死亡し、その相続人は令和八年四月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月十一日

東京都板橋区前野町四丁目一番三二〇二号
相統財産清算人 佐藤真佐美

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所広島県廿日市市宮島口四一四一二三

右被相続人は令和二年六月二十九日死亡し、その相続人は令和八年三月三十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月十一日

広島県廿日市市宮島口四一四一二八
限定承認者 金 玖美

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデベロップメント部が行うビジネスデベロップメント部及びビジネステクニクス部が行うビジネステクニクス部が

吸収分割公告及び合併公告

債権申出の公告 (第三回)

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載 (令和八年四月二十八日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月十一日

大阪府大阪市淀川区野中二一八一〇
イズミヤ・阪急オアシス株式会社
確定給付企業年金清算人 北村 亮

訂正公告

令和八年四月二十二日 (号外第九十四号) 掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、②「母譲与書」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七二〇九号
株式会社赤坂国際会計 宮沢開発合同会社
代表社員 一般社団法人宮沢開発
職務執行者 荒川 和也

取消公告

令和八年四月十五日 (号外第八十九号) 掲載の新設分割及び決算公告 (枠組) 中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年五月十一日

石川県金沢市尾張町一丁目九番一五号
代表取締役 西尾 雄造

正誤

令和八年三月三十一日 (号外第十七号) 国税庁告示第三号 (租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件) (原稿誤り)

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項

改正前欄 同条第二十六項 同条第二十六項

改正後欄 同条第二十六項 同条第二十七項